

資料提供

令和8年4月13日

課名：財産管理課

担当者：前安井

内線：2298

直通電話：082-228-2169

県庁舎敷地における枝打ち・伐採作業の実施について

1 概要

4月7日（火）の県庁の森のケヤキの枝折れを受けて実施した樹木医による緊急点検を踏まえ、14日（火）から16日（木）（予定）にかけて、県庁舎敷地内で樹木の枝打ち・伐採を行います。

現在、通行規制を行っている県庁の森については、14日（火）9時から作業し、作業終了後に通行規制を解除する予定です。

2 作業期間（予定）

令和8年4月14日（火）午前9時から16日（木）まで

※県庁の森から作業を開始します。

3 取材について

- (1) 取材を希望される場合は、14日（火）午前9時までに、県庁の森の東側と地下駐車場入口の間付近へ直接お越しください（事前申込不要）。
- (2) 本件に関する取材については、財産管理課にお問い合わせください。
- (3) 伐採作業の様子撮影は、作業開始後15分間とし、作業場所から十分に安全な距離を確保した上で実施していただきます。なお、伐採作業員に対する直接の取材は御遠慮ください。

現場では、安全確保のため職員の指示に従ってください。

- (4) 取材される方は、記者証を持参の上、腕章を着用し報道機関関係者であることが分かるようにしてください。

